

総務環境常任委員会会議録

1 本委員会の開催日時は次のとおりである。

令和3年9月13日(月)午前9時56分

2 本委員会の出席委員は次のとおりである。

委員長	徳田 修和 君	副委員長	松枝 正浩 君
委員	山口 仁美 君	委員	愛甲 信雄 君
委員	木野田 誠 君	委員	前島 広紀 君
委員	有村 隆志 君	委員	前川原 正人 君

3 本委員会の欠席委員は次のとおりである。

なし

4 委員外議員の出席は次のとおりである。

委員外議員	宮田 竜二 君	委員外議員	松元 深 君
委員外議員	植山 利博 君	委員外議員	池田 守 君

5 本委員会に出席した説明員は次のとおりである。

企画部長	出口 竜也 君	企画部参事兼企画政策課長	永山 正一郎 君
地域政策課長	藤崎 勝清 君	財政課長	石神 幸裕 君
財産管理課長	田上 哲夫 君	清掃センター整備対策監兼市民活動推進課長	有満 孝二 君
保健福祉政策課長	川畑 信司 君	農政畜産課長	鎌田 順一 君
商工振興課長	池田 豊明 君	教育総務課長	西 敬一朗 君
地域政策課主幹	貴島 俊一 君		
市民環境部長	本村 成明 君	市民活動推進課市民環境政策・国際交流G長	山口 留美子 君
スポーツ・文化振興課長	上小園 拓也 君	市民課窓口グループ長	吉村 恵理子 君
スポーツ・文化振興課主幹	中島 大輔 君		

6 本委員会に出席した陳述人は次のとおりである。

加治木 文明 君 野呂 正和 君

7 本委員会の書記は次のとおりである。

書記 森 伸太郎 君

8 本委員会の付託及び調査案件は次のとおりである。

議案第76号 霧島市過疎地域持続的発展計画について

議案第83号 財産の取得について

陳情第3号 貴議会での「川内原発20年運転期間延長」に伴う課題の調査・研究、議論などを求める陳情書

所管事務調査 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書の提出について

9 本委員会の概要は次のとおりである。

「開会 午前9時56分」

○委員長(徳田修和君)

ただいまから、総務環境常任委員会を開会します。本日は、去る9月7日の本会議で、当委員会に付託されました、議案2件、陳情1件の審査及び意見書の提出に関する所管事務調査を行います。ここで、委員の皆さまにお諮りします。本日の会議は、お手元に配付しました、次第書に基づき進めていきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「はい」という声あり〕

それでは、そのようにさせていただきます。

△ 陳情第3号 貴議会での「川内原発20年運転期間延長」に伴う課題の調査・研究、議論などを求める陳情書

○委員長（徳田修和君）

陳情者入室のため、ここでしばらく休憩します。

「休憩 午前9時57分」

「再開 午前9時59分」

休憩前に引き続き、会議を開きます。陳情第3号「貴議会での「川内原発20年運転期間延長」に伴う課題の調査・研究、議論などを求める陳情書」について、審査に入ります。本日は、陳情団体のほうから説明者として加治木文明様、野呂正和様が出席されております。出席者の方に、議事の順序を申し上げます。まず出席者のほうから、陳情内容・趣旨・経緯などについて、簡潔に御説明いただきます。その後、委員からの質疑に、一問一答でお答えいただきます。ご発言の際は、挙手をして、委員長の許可を得てから、起立して御発言ください。マイクは、青いボタンを押すと、スイッチが入ります。また、説明者は、委員に対して質疑をすることができないこととなっておりますので、あらかじめ、ご了承ください。それでは、説明者の方から、陳情内容の説明をお願いいたします。

○陳情者（加治木文明君）

今日は川内原発20年延長を考える会の代表といたしますが、福丸さんがどうしても出席できないということで、代理でお話しさせていただきます。こういう場でお話しするっていうことが初めてだもんですから、どうかまた御理解のほどよろしくお願い申し上げます。早速ですがこの陳情に至った経過ですけれども、今隣にこの20年延長を考える会の事務局長されております野呂さんがいらっしゃるけれども、内容的には、読んでいただければ分かると思うんですが、福島原発事故が起きました、10年が経過したということで、マスコミ等で報道がされておまして、そういった中で、この原発の問題が、やはり国民の関心事ではないかということが一点あるわけです。今、御存じのように、コロナ禍の中で、非常に霧島市民の方も経済的には苦しんでいらっしゃる方が多いと思うのです。本当にこの原発問題というのは、将来にわたって、環境問題、経済問題とやっぱり密接に結合している問題ではないかなというふうに考えた次第なんです。この原発が今後20年延長された場合に、一体、経済、市民にとって、どういうことが起こりうるのかと。放射能の問題、あるいはプルトニウムの放出の問題、それから避難計画の問題、そういったことが、やはり議会の中でどれだけ共有をされているのかなあということが一つ、疑問に思った次第なんです。この問題をやっぱり真剣に考えていくことが、経済の問題にもつながっていくと。仮に、原発20年延長を止めたときに、あるいは原発ゼロの方向性になったときに、今苦しんでいらっしゃる市民の方にどういった影響が出ていくのかと。仮に自然再生可能エネルギーに転換をしたとするならば、私自身は雇用がかえって生まれて、今非常に苦しく、寂しい経済の社会に明るい展望が開けてくるんじゃないかなというふうに思っているところなんです。大変議員の皆さん方には失礼かもしれないけれども、えてして、これは国・県の問題だからというところで、やはり議論が深められないというような、そういった傾向があるんじゃないかなというふうに思っております。これは、やっぱり私たちの市民の暮らし、生活の視点から考えたときに、今すぐこの原発の問題をどうしろこうしろということではなくて、やはり私たちが選んだ議員の皆さん方ですので、これから想定されるであろういろんな問題について、いろんな情報交換をして、私たちの会ともですけれども、やはり広く市民の皆さん方に宣伝していく。広げていくと。議員の皆さん方も研究したり、あるいは、いろんなシンポジウムを開いたり、研究機関の人を呼んだりして、こういう問題を大きな問題として議論を提供していく、情報公開ができていくような議会にしていきたいということでお願いをございまして、何も反対の決議をしてくれとか、そういうことではございませんので、また御質問等ありましたら、オブザーバーとしての野呂さんも来ていらっしゃると思いますので、よろしくお願い申し上げます。

○陳情者（野呂正和君）

オブザーバーといいますが、この20年延長を考える会の県全体の事務局長をしております。今加治木さんから話がありましたけど、少しだけ補足させていただきますが、去年の3月にこの会が正式に発足いたしました。現在、県内の会員が200人です。それから、県外も実はおいでになっていて、結構川内原発に対する関心が強い。というのは、川内原発の再稼働が第1号だったものですから。2015年8月でしたけれども。そういう意味で、川内原発については、全国の皆さんが大変関心をお持ちで、私も再稼働の時には、代々木公園で2万5,000人の前で7分間しゃべって来たりということもありました。いずれにしても、川内原発に対する関心が高いし、陳情書の中にもありますように、原発に対する懸念、事故への懸念、そういったのが、南日本新聞のデータをそこに書いてございますけれども、そういったことでございます。それで実は200人のメンバーが全市町村にいればいいんですが、実はなくてこの9月議会に向けて、27の議会でこの陳情の扱いを今お願いしているところでございます。12月が二つ、あとはちょっとめどが立っていませんけれども、できるだけ43市町村全てで、この陳情が出せるような状況になればいいなと願っているところでございます。私からは以上でございます。

○委員長（徳田修和君）

ただいま、陳情者の説明が終わりました。これより、陳情に対する質疑を行います。ここで委員長のほうから、確認のほうだけさせていただきます。今御説明いただきました内容、それと陳情書の内容のほうも確認させていただきましたけれども、当委員会でも原発に対する考えというのはしっかり議論を深めていかなければならないという気持ちは委員だけではなくて、議員も共通認識だと思えます。ただ、実際問題、霧島市外の施設ですので、調査権というものを持ち合わせておりません。ですので、仮にこの陳情を採択した場合、陳情者の方々は、具体的に何を求めているのかを一つ確認させていただいてからの質疑応答に入らせていただきたいと思いますと思うんですけれどもよろしいでしょうか。

○陳情者（加治木文明君）

確かにおっしゃるとおり調査権っていうものは持っていらっしゃらない。権限はないということでしたよね。何も私は議会の調査機能を強化しろということではなくて、やはり、例えば原発の事故があったときに、津波がありましたよね。それでそれは想定外だったということではなかった。想定外があって事故があってはけないわけじゃないんです。だから、例えば調査ということではなくて、例えば九電の原発関係の担当者の話を議会として聴くとか、あるいは電気料金にしても、再生エネルギーのお金も乗っているし、原発の事故に対してのお金も乗っているわけですよね。そういう点では市民が払うお金がそういうことに使われていますので、やはり会社どういふことを考えて、霧島市に対して、私たちに対してのそういうあれがあると思うんです。再生可能エネルギーという方向にどの議員さん方も思っていると思うんですが、自然再生エネルギーの方向に、転換していったらというふうになるのかなとか、あるいは原発で事故が起きたときはどんなふうになるのかなとか。そういうところを調査するというよりも、皆さん方が知る方によって、市民に提供するというような関係が議会と私たちにあつたらなということではございますので、権限を行使してくださいとかというつもりではございませんので、よろしくお願ひします。

○委員長（徳田修和君）

一応陳情者のほうから反対とかを求めるものではないというお話でしたけども、陳情書を受託している以上、何かしらの結論は出していけないといけないため御確認させていただいたところでした。ではこれより陳情者に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

○委員（前川原正人君）

この資料を頂きまして、この18ページの中に、いわゆる万が一ですけど、もし原発事故が起こった場合、霧島市への影響という点で考えたときに風向き等にもよりますけれども、例えば直線距離で、大体旧横川町の一部がその中の範囲に入ってくると思うんですね。ですから、そういう点では、

例えば避難の在り方とか、それから九電は原子力規制法の中で、法律でちゃんとうたわれて、その内容がしっかりと網羅されているわけですけど、自治体としてやるべきことってなると、今ある原発が事故を起こしたときの避難経路をどうするのかと。全然関係がないから何もしなくてよいということにはならないと思うんですね。そういう点では、今、申し上げましたとおり、横川町が一部、30km圏内に入るわけですけど、そういう視点で見たときに、避難経路をどうするのか。それから、風向きがどういうふうになったときにどうなるのかという、そういう想定の下での調査とか研究、そういう感じのものとして、理解をしてよろしいですか。

○陳情者（加治木文明君）

そういうことも含めて、市民の暮らし、生活、環境問題、経済問題も含めて万が一事故が起こった時に、福島原発のような、第二の犠牲が起こらないとは限らないという状況の中で、避難計画もそうですし、放射能の放出量の問題とか、あるいは今核燃料、プルトニウムがいっぱいになって、それでも、海に捨てるのかどうするのかという問題なんかも出てくると思うんですね。その一つ一つが、私たちの生活や経済に結びついているということだと思っただけなんです。だから、そういう点では霧島市に原発がないから川内のことだとか、あるいは国がすることだとか、あるいは県がすることだとか、そういうことではないと思っただけなんです。やはり皆さん方、霧島市の議員ですので、これからの霧島市の10年後、20年後、30年後を見据えたときに、やはり霧島市が本当に自然再生可能エネルギー、環境問題も含めて、災害が毎年起こっていますよね。そういうことも含めて、どういうまちづくりをしていくのが一番将来にとって、私たちが希望ある霧島市になっていくのかなど。安心して過ごせるような霧島市になっていくのかなど。今、あえて私は個人的な意見かもしれませんが、本当にコロナ禍で苦しんでいらっしゃる人たちの経済発展にもつながっていくような霧島市全体が極論を言えば市民所得が上がっていくような、そういう展望を示していく上で、この原発の問題を一つのたたき台ということで、議会の皆さん方と市民の皆さん方が共有できるようなことで、議会が発揮できる方向で、機能してもらいたいなというよう要望なんです。ですから皆さん方と一緒に。この原発問題を、賛成の方もいらっしゃるでしょう。反対の方もいらっしゃるでしょう。そういうことも含めて、議会として反対するとか賛成中とかという陳情ではございませんので、その点では、御理解いただきたいなと思います。

○陳情者（野呂正和君）

前川原委員からございましたけれども、30kmで放射能が、あるいは事故の影響がびたっとまるわけじゃないんですね。ですからそれに対してどういう対策をとるか行政の責任もあるだろうし、議会としての責任もあるだろうというふうには私は思っていますけれども、例えば避難計画一つをとっても私も、各市町村回りました。実態はどうですか、受入体制はどうですか、備蓄の食料はどうですか、毛布やそういったのはどうですかという形でずっと回りましたが、ほとんど準備をされておられません。これは県及び市町村の役割で、避難計画そのものが、規制委員会から外れておりますから。アメリカみたいに避難計画が十分でなかったから原発を止めましょうというところもあったんですが、日本はそういうシステムになっておりませんので、だからこそこの議会の役割が大きいと。調査・研究というようなことを書いてありますけども、具体的に中身はというのはもう私もわかりませんし皆さんも大変な御苦労になると思います。でも、今言ったような放射能のこととか避難計画のことそれから20年延長に伴う、私は一番問題になるっていうか心配するのは原子炉なんですね。原子炉は交換できませんので、それを60年使ったときに壊れやしないかと。あるいは、ちょっとしたショックで壊れるんじゃないかと、そういう心配をしていますけど、そういったもろもろについて、市民目線で議論していただくのが、この陳情の趣旨だと。そういう意味でこの陳情を県下各地で、薩摩川内市に限らず、与論町はできませんでしたが、徳之島まで今お願いをしているところです。

○副委員長（松枝正浩君）

今後のこの陳情の進め方、ここに書いてございます貴議会での「川内原発20年運転期間延長」と

いうことで、議会に求められているところであるんですけども、情報共有として今後の進め方が、この川内原発20年延長を考える会ということで、陳情いただいておりますけど、今後、情報共有をさせていただきながら、またその都度その都度議論をしながら、その情報を市民の方に周知をしていくというような考え方でよろしいでしょうか。

○陳情者（野呂正和君）

私は始良市に住んでおりまして、この前ヒアリングを1時間にわたってたくさん受けました。それから先日は伊佐市のほうに参りまして、ここではオブザーバーでしたから発言できなかったんですけど、松枝副委員長がおっしゃったように、市民に対してイエスカノーかという話ではなくて、この原発を20年延長したときに、どういったことが起こるのかということを経験としてこんな議論をしているんですよ。その議論の中身を、正解、不正解あるいは、賛成だ反対だっていうんじゃないで、懸念される内容について議論されたことを例えば議会だよりとか、またそれぞれの議員さんが地元での語る会みたいところで、実はこのことが議会で問題になって話合いになっていてねということで、私は十分というか、そういう範囲でしかできないだろうというふうに思いますが、いずれにしても、原発というのはエネルギーの問題、経済の問題、私たちの生活の問題、命の問題に関わってきますので、そういった議論を経験としても、住民の代表としてやっていただくこと、そしてその情報を流していただくことが肝要かと思えます。

○陳情者（加治木文明君）

今の野呂さんがおっしゃったそれでいいと思うんですが、私たちが陳情を出したのも、40年というのはあるんですが、20年延長の原子力規制委員会が申請すれば延長ができる。そうすると、やっぱりその問題に関して、時間が限られて、20年延長をいつ申請するかわからないけれど、やはり原子力規制委員会が延長したからと、それなら賛成か反対かっていうことではなくて、もう今そういう時期に来ている。まあもう少しですよ。二、三年の間に申請するかもしれない。そういう時期に来ているから、私たち市民として、こういう問題を議会として、研究したり、勉強会を開いたり、シンポジウムを開いたりとか、いろんなところで、やっぱり霧島市議会は、私たちの経済や、環境問題に対して一生懸命取り組んでいるんだなということをしていただいて、市民と一緒にあった議会。市民の意見が取り入れられるような議会になってほしいなという要望を含めての陳情だというふうに理解しております。

○陳情者（野呂正和君）

簡単に補足させていただきますけれども、東海第二原発が20年延長が認可されているわけですが、ここが周辺の自治体に対する同意を求めなければならないというのが盛り込まれましたので、全部のオーケーが出ないと再稼働や20年延長ができないんですね。鹿児島県の川内の場合はこの前の再稼働のときには、伊藤知事は、地元自治体、つまり薩摩川内市と県だけでいいんだということで30kmに入る自治体からの同意は求めなかったわけです。例えば、これを20年延長については、やっぱり30km圏内は危険度が高いので、霧島市も始良市もさつま町も入れてくれという辺りの働きかけは議会としてあるいは行政としてできることじゃないかなと。私たちはそれを期待いたしますけれども具体的には書いておりませんが、例えばそういうことだってできるんじゃないかと思えます。

○委員（有村隆志君）

今回の陳情を読みまして、まずは少しお聞きしたいんですけど、どちらかというともう事故が起こっちゃいけないという立場からのお話であるのかなあという気がしております。鹿児島県議会にも陳情を出されたというふうにお聞きしておりますけれど。このことではなくて、特別委員会を設置してほしいということをしたのでそれが不採択だったという、経過がわかれば少し教えていただけますか。

○陳情者（野呂正和君）

県内には、この原発に反対する意味からもたくさんの団体がございまして、特別委員会を設置する、そこには私たちこの20年延長を考える会は、実は関係していませんでした。この同じ陳情を

県議会に出していいもんだらうかというようなことを数人の県議会の議員の方にお問い合わせなんですが、おっしゃったように、特別委員会の設置ができておりませんので、この陳情の出し方についても、かなり工夫しないとイケないだろうということで今保留にしているところであります。

○委員（有村隆志君）

今日お聞きしましたら時期尚早だということで、ちょっと具体的にでないんです。お聴きした範囲内でごめんなさい、正確でなかったときは訂正します。申し訳ございません。時期尚早だということで、一応今回は不採択だったというふうにお聴きしております。それからまた先ほど加治木さんのほうからおっしゃられましたけども、まだ九電が延長する、しないということはまだ正式にはおっしゃっていないことについては、さっきおっしゃったんですけども、今後考えられるのでということでもありますので、今のところ、そういうことが決まっていないうちで我々がちょっと、そこも議論なるのかどうかそこら辺の考えどうですか。

○陳情者（加治木文明様）

まだ九電や原子力規制委員会の方針がびしゃっとまだしてないからちょっとっていうことではなくして、先ほど言うように、やはり、事故つちゅうのはもちろんあってはならないですよ。ですから、今福島原発が、事故が起きて補償の問題とかいろんなことでまだ復興段階ですよ。10年たちましたけれど、やはりそういう事態を見たときに、霧島市もそうなるほしくはないなと。いえば川内原発から50 km離れていますけれど、事故によって我々も放射能を浴びるかもしれない。プルトニウムの被害が出るかもしれない。そういうことも想定をしなきゃいけないし、原発がやっぱあってもいいのではないかという人たちは経済効果があるのかなとかそういうことも含めてやっぱり原発が事故さえ起こさなければ、経済効果が相当あるじゃないかという方もいらっしゃるわけですよ。だから、そういうことも含めて、やはり事故が起こって想定外でばたばたして避難計画の問題。あるいは避難計画をどこまで入れるとか。そういうことも、やはり事故があってはならないという前提に立てば、市議会の人たちもできるんじゃないかなということを言っているんです。それを共有したいということなんです。賛成の意見があってもそれはいろいろ意見があるのは当然です。そういう意見も含めて、日本の経済の在り方、鹿児島県の経済の在り方、霧島市民の経済の在り方、環境問題、雇用問題にも、直接関連してくることはないのかなと。今日明日の霧島ではなくて、将来にわたっての霧島市の在り方っていうのは、やはりみんなが共有できるような、このことを一例として持っていければということですので、まだ出てないからできんとか、どうしようもないとかっていうことではなくて、皆さん方の御努力をお願いしたいなということでございます。いろんな専門家の意見を聴くとか、各自治体の話を聞くとか、そういうことだってできると思いますので、そういう方向で、具体的に何をしますということを、今ここでして議会で決めてくれということではございませんので、そういう方向性を見出していただき、私たちの暮らしを守る方向で、将来の若手の霧島市、我々の方向性を見つめて、これを採択していただきたいなということでございます。

○委員（有村隆志君）

ということは、ずっと出ていない中ではまた、継続して、機会あるごとにお話を、そういうことを勉強して行ってほしいというのが、今回の賛成、反対があったにしても勉強してほしいということだと思います。そして、私たちも実はさっきおっしゃった、当時川内原発が3.11のあとの最初の起動をするときの陳情が出されておりましたので、そのときに、私も当時副委員長をさせていただきましたので、そのときにどうするかという話でした。だけどその時は、私の個人的な意見ですけども、日本が経済的に本当に厳しいときでございました。というのは原油の値段も相当上がっていて、もう本当に日本は何兆円というお金をずっと払い続けている状況の中では、いろんな企業の方が悲鳴を上げる状態にあったので、その中で国が何かあったら責任をとるというお話がございましたので、仕方がないのかなあという思いが。当委員会でも、苦渋の選択をさせていただいたところなんですけども、その中におっしゃいました再生可能エネルギーのところは、やはり我々も委員会

として研究してくれと。ちゃんとやってくれということも申し上げたので、やはりそこら辺のお話は共有しないといけないのかなというふうに思うところでした。そういう思いがあって、ただ、議会というものは必ず結論がないといけないようなところなので、どうしたものかなというのが、ずっと同じことを研究していくっていうことができるのかなと。それから、11月に、改選がまた控えておりますので、ということは、今ここで急いで結論出しても、次の議会が、違うお答えを出してくることもあるので、私としてはそういうことも、御存じだったのかなと思って。どうでしょう。

○陳情者（野呂正和君）

11月に議会議員選挙があるというのは十分承知しておりました。ですけど、議会としては継続するわけでしょうから、霧島市の議会としては。例えばこの委員会で次の議会でも前に引き続いて、検討ということも、私はできるかできないかよく知りませんが、できたらそういった形で引き継いでやっていただきたいという意味があります。ほかの市町村でも、選挙を控えていて、例えばいちき串木野市は今出さないほうがいいよという議員の方からのアドバイスもあって、12月議会に出すんですけども、霧島市議会のことは、この前、事務局で相談しましたら、つながっていくんじゃないでしょうかねというようなこともお伺いしましたので、出させていただいたんですけども、その皆さんの判断でございます。

○委員（木野田誠君）

いろいろお話を聴いておまして、我々は原発に対して全く興味がないわけじゃなくて、さっき有村委員のほうからもありましたけれども、常日ごろやっぱり個人的にも、原発に対するいろんな考え方をしております。今日も話を聴いていてやはり、問題は、原発に対する安全性を本人が信じるか信じないか。そこだと思えますよね。一番の分かれ目は。そういう意味でいいますと、確かに危険性はあると思います。ですけども、ちょっと聞いていただきたいのは、霧島市は非常に太陽光発電の開発が多くて、これに対して非常に危険な開発があるのは、野呂先生も御存じだかと思うんですけども、こういう開発が多い時期に、それと脱炭を言われている時期に、原発を止めろというようなことは、私は今言えないと思います。やはり、将来的には原発はなくなるでしょう。なくなってほしいです。だけど、今、転換期にあるこの時期に、廃止していくっていうのは、ちょっと時期尚早じゃないかなというふうに思っているんですけどその辺はどういうふうにお考えですか。

○陳情者（加治木文明君）

木野田委員のお話ですけども、政府も原発はなくす方向、原発があればいいということでは言っていないけれども、将来的なことを含めたら、やはり原発がないほうがいいと。脱炭素の問題もおっしゃいましたけれども、やはり、私は原発問題っていうのは原発は環境破壊っていう点では、一番のネックになっていると思うんです。それは明日、あさって、1年後に川内原発が、あるいは日本の原発がなくなると。廃炉にするということではなくして、やはりそれは将来的な目標を持ちつつも、やはり再生可能エネルギーの問題、省エネの問題、これは積極的に取り組まなきゃいけないと私も思いますよ。だから、そういうことも含めたときに、原発安全性の問題も含めて、多くの人たちと議論をしなければいけない、省エネを進めたときに、国民生活はどうなるのか。経済の問題はどうなるのか、そういう多岐にわたって、問題が出てくるわけですよ。そのこと含めて議員の皆さん方が、今陳情書が出たらこれはだめだとかじゃなくして、やはりそういう将来的な展望を含めた形で、研究していただければということ言っているところなんです。だから、例えば恐らく私の個人的な考えは、やっぱり省エネを進めていく、原発もいろんな問題があるんだったらここは変える、こういうふうにやっていかなきゃいけない。そういうことを議論する中で、今霧島市の人たちが大変コロナ禍で苦しんでいらっしゃいます。その中で、確かに市の皆さん方もいろんなことで支援金を出されて喜んでいらっしゃる方もいますけれども、国としても、県としても、霧島市としても、経済が衰退しているのは事実ですので、やっぱり経済的な効果も発揮できると。さっき言ったように、一部の中で、風力発電とかバイオマスエネルギーとか、そういったことが開発をされていますけれども、やはりそういうことも含めたときに、野となれ山となれでは、環境問題も発生するわけ

ですから、そういうことも含めて、総合的な問題として、皆さん方が調査・研究され、調査権限はないとおっしゃったけれども、そういう機能して。先ほどおっしゃったように、我々の会と懇談するというのもまた結構ですけれども、広報活動とか、視察とか、いろんな形で、研究される課題はいっぱいあると思いますので、その辺のところを御検討くださいということでございますので、お願いします。

○陳情者（野呂正和君）

有村委員から言われましたけれども議会で、結論が見出しにくい案件についてのこととか、それから木野田委員からもありましたように原発のことについてですが、今そのお話を伺いまして、いろんな今取組が全国で、世界で、2016年の電力の自由化、それから2020年の送配電の自由化が始まりましたけれども、3.11の後は特にこの太陽光の買取りの問題とかもありまして。実はいろんなイノベーションが今起こっています。御存じかもしれませんが、私は実は娘の関係で、福岡のみやま市というところと、いろんなやりとりをやっています、みやまスマートエネルギーという会社を行政と私というところが出資をしあって作っています。簡単に申し上げます。ソーラーを作って、市内の電力を供給して、市民に買っていただく。そうすると、期待しているのは、みやま市で18億円だったと思いますが、九電さんから電力を買うとそっちのほうにお金が行って、それはウランのお金であったり重油のお金であったり、外国に流れていくわけですね。ところが、完結型でやってくと18億円全てじゃありませんけど、仮に半分としたとき9億円が地元に残るわけですよ。その残ったお金の使い方を、お年寄りの見守り、子育て、いろいろ困っている方々がいらっしゃいますけど、その会社が50人の社員を雇っていろんな買物の代行をやったり、そういったところに外に出て行かなかったお金を自分たちで回していくと。そういう意味では、20年延長を一つの材料にしなげら、霧島市としてそういうスマートまちづくりができるんじゃないかという議題の中にこの20年問題を組み込むことだってできるんじゃないかと思います。その娘の関係で言いましたけれど、社長も泊まりに来て、夜を徹して話をしたりして、あるいは、沖縄の与那原にも一緒に行きましてあそこのまちづくりも私も参加させていただいたりしているんですが、いずれにしても、いろんなイノベーションがあるし、電力が太陽光は昼しかできんからどうすんだよ。車の電力のEV車を作ってそこに、昼間に行って充電をして夜の電気を我が家で使うとか。今そういうイノベーションがどんどん進んでいますので、そういった情報も集めてこの原発の20年関連で議論をしていただければ、創造的な議会になっていくんじゃないかなと思います。

○委員（有村隆志君）

おっしゃっている意味はよくわかりました。私も以前一般質問で、当時、エネルギー問題というか、海外から油が高いもんだから、相当海外にお金を払っていてそのお金は、どこに行くのかなと。中東でしたので。ちょっと、ん、という思いがありましたので、そこで、今おっしゃったみたいな、鳩山資本論とか、山の木材を燃やしてそれをエネルギーとして使おうということで一部そういうことも、全国的にはあったところでもございました。霧島市には、私はいつもこういう場にお話をさせていただいているんですけど、地熱発電があります。やはり、火山があるということで地下に相当のエネルギーがあると。そこで、日本は世界で第一、二位ぐらいの発電量があるんじゃないかと日本で言われています。それを活用しない手はないなと。そして、ソーラーだと太陽がでない、風力は風が吹かないと駄目と。蒸気だと、意外と常時発電できるのかなということで、やはりおっしゃったように私は大事な問題だと思います。だから、そういう意味では議論するのがいいのかなと。さっき言ったみたいにきっかけとしてはいいと思う。私はそう思います。だからその都度、議会というのは今、議員と語るかいとって、議会のほうに、年に4回やっていますから。委員会をやっているのが二つありますから2回あります。そこに、その都度お出しになってもいいのかなと思ったりもしたところですが。ただ、継続っていうのは、ちょっとさっき言ったみたいに結論がないものをずっと議会費を使っていくということ。違うテーマだったらいいかもしれないんですけど。私も何もかも反対しているわけじゃなくて、これは大事なお話だなというふうに思っておりますから、

それはもう自分たちに関わることだと思っていますので、そこら辺はどうですかその都度出していただいて、例えばテーマごとに議論を交わすとかそういうのはどうですか。

○陳情者（野呂正和君）

はい、おっしゃったように私たち、この会も、そういう意味での認識はあんまりありませんでしたというか、はっきり言ってなかったといったほうが正直なところでは。ですから、出し方についても今大事な話を伺いましたので、今回11月に議員の選挙がございまして新しい陣容でまた議会が構成されるわけですけど、そこで出したほうがいいかなということの判断をまたこちらでさせていただきます。また御面倒ですが、よろしくお願ひしたいと思います。

○委員長（徳田修和君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、以上で陳情に対する質疑を終わります。説明者の方は、ありがとうございます。ここでしばらく休憩します。

「休憩 午前10時45分」

「再開 午前10時47分」

△ 議案第83号 財産の取得について

○委員長（徳田修和君）

再開します。次に、議案第83号、財産の取得について、審査します。執行部の説明を求めます。

○市民環境部長（本村成明君）

今定例会に追加で提案いたしました、議案第83号、財産の取得について、御説明申し上げます。本案は、霧島市民会館の調光操作卓を購入するに当たり、地方自治法第96条第1項第8号及び霧島市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めようとするものです。詳細については、スポーツ・文化振興課長が御説明申し上げますので、よろしく御審査賜わりますようお願い申し上げます。

○スポーツ・文化振興課長（上小園拓也君）

議案第83号、財産の取得について、御説明申し上げます。霧島市民会館の舞台照明設備は、平成11年に市民会館をリニューアルした際に設置してから、すでに22年を経過しております。このうち、調光操作卓はメーカーによるサポートも終了しており、修繕ができないことから、あらたな調光操作卓を取得しようとするものです。取得の方法は、指名競争入札、取得金額は、3,960万円、取得の相手方は、鹿児島市東開町4番94号、株式会社舞研、代表取締役、原 正親です。以上で説明を終わります。

○委員長（徳田修和君）

ただいま執行部の説明が終わりましたこれより執行部に対する質疑を行います質疑ありませんか。

○副委員長（松枝正浩君）

2点、質問をさせていただきます。1問ずつ行きます。まず、指名に該当する業者が何社いらっしゃるのか。3社今指名をされてらっしゃいますけれども、この業者が何社いらっしゃるのか、まず御提示ください。

○スポーツ・文化振興課長（上小園拓也君）

今回の入札に当たりましては、霧島市に視聴覚機器の指名願を出している業者が34社ございましたけれども、その中から、私どもとしましては、市民会館の照明設備等の故障のときに、緊急時にすぐ対応できる業者ということで、県内に代理店契約を結んでいる業者を中心に選考いたしまして、結果として3社を指名させていただいたところでございます。

○副委員長（松枝正浩君）

本会議の中で設計額が4,200万円ということで御提示がありましたけれども、この4,200万円に対する指名の業者の数、基準では、何社というふうになっているのか、お示してください。

○スポーツ・文化振興課主幹（中島大輔君）

私のどものほうでは、今回、物品の指名競争入札ということなので、特に何社ということは縛りが無いというふうに認識して事務を進めております。ちなみに先ほどの質問でちょっと補足させてもらおうと、34社ある中から、事前の確認書をとって事前に保守点検ができるかどうかという確認した上で、3社に絞り込んでおりますので、申し添えます。

○委員（前川原正人君）

3点聞きます。これまで使われていた機器が22年経過をしたということで、経年劣化もあるでしょうけれど、大体その耐用年数はどれぐらいということで把握していらっしゃるんですか。

○スポーツ・文化振興課主幹（中島大輔君）

耐用年数のほうは、15年から20年というふうにメーカーのほうではなっておりまして、毎年1回9月に定期点検を経て状況を見ながら運営をしていった次第でございます。

○委員（前川原正人君）

もう1点は、恐らくこの手の機器というのは手作りなる、受注生産になると思うんですけども、内容的には、先ほどおっしゃった舞研の方たちがいわゆる落札されて、そしてそのことで、また次のメーカーに依頼をするというふうになっているんですけども、その辺りの業者等は、どういうメーカーなどが入るのかその辺までは把握をされていらっしゃるんですか。

○スポーツ・文化振興課主幹（中島大輔君）

今回の調光操作卓については、今現在入っている後継機ということで、松村電機製作所の商品になります。こちらは今仮契約の状態なんですけども、契約させていただいた暁にはこの製作に3か月ほど要するというように確認しております。

○委員（前川原正人君）

大体3か月ぐらいで機器が納入されていくことになるわけですけども、これは瑕疵担保についてはどのような内容というふうに想定をされていらっしゃるんですか。

○スポーツ・文化振興課主幹（中島大輔君）

まだ本契約の状況ではないので、正式なことではないですけども、通常1年程度を想定していると思っております。

○委員長（徳田修和君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので議案第83号に対する質疑を終わります。ここでしばらく休憩します。

「休憩 午前10時33分」

「再開 午前10時35分」

△ 議案第76号 霧島市過疎地域持続的発展計画について

○委員長（徳田修和君）

休憩前に引き続き会議を開きます。次に、議案第76号、霧島市過疎地域持続的発展計画について審査します。執行部の説明を求めます。

○企画部長（出口竜也君）

議案第76号、霧島市過疎地域持続的発展計画について説明いたします。我が国の過疎対策は、昭和45年に過疎地域対策緊急措置法が制定されて以降、数次にわたる特別法の制定を通じて、過疎地域の社会基盤整備が進められてきました。このような中、国は、過疎地域において、将来の維持が危ぶまれるような集落も存在し、基礎的な生活条件の確保に支障を来している現状等を踏まえ、

引き続き同地域の振興・持続的発展を図ることを目的に、本年4月に「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」を新たに施行しました。本市においては、従来の旧横川町、旧牧園町及び旧福山町に加えて、新たに旧霧島町が同法に基づく過疎地域に指定されました。これを受け、令和3年度から7年度までの5年間を計画期間とする「霧島市過疎地域持続的発展計画」の策定に向けて、副市長及び関係部長等で構成する策定委員会を設置し、地域の持続的発展の基本的方針や実施すべき施策等について庁内横断的な協議を重ねるとともに、パブリックコメントの実施及び対象地域での説明会や意見交換を行ってきたところです。この計画は、同法第7条による県の過疎地域持続的発展方針に適合させる必要があり、そのための県との協議が8月18日に整い、同法8条第1項の規定に基づき、霧島市過疎地域持続的発展計画を定めることについて議会の議決を求めようとするものです。詳細につきましては、地域政策課長が御説明いたしますので、よろしく御審査いただきますようお願いいたします。

○地域政策課長（藤崎勝清君）

それでは、委員長に事前に許可をいただき、説明資料を配布させていただきました。資料に基づきその概要について御説明申し上げます。まず、過疎地域に指定され、また過疎計画を策定することによりまして、1ページ中段の「Ⅲ各種施策」にありますとおり、過疎対策事業債による財政措置、国庫補助金の補助率のかさ上げ、税制の特例措置、その他、過疎地域に対する交付金事業などについて国の支援がなされることとなっています。過疎地域の指定につきましては、部長から説明がありましたとおり、今回、横川町、牧園町、福山町に加え、新たに霧島町が指定されました。2、3ページをお開きください。2ページにありますとおり、横川町、牧園町、福山町については、人口要件（長期①）に該当し、霧島町については人口要件（長期要件②）の高齢者比率、若年者比率、人口減少率の3要件を満たし、今回新たに指定されたところです。なお、財政力要件としては、合併前の旧市町村の一部を指定する「一部過疎」の要件として財政力指数が全市平均の0.64以下に対し、本市の財政力指数は0.55であり、該当要件を満たしているところです。今回の計画案策定にあたりましては、副市長及び総合支所長を含む関係部課長で構成する策定委員会と関係グループ長等で構成する作業部会を設置し、現状課題の整理やその対策、具体的な計画の調整に当たってまいりました。計画の位置付けにつきましては、霧島市総合計画及び霧島市ふるさと創生総合戦略とともに国の特別措置法や県の方針等に適合させることとし、本市の個別計画との整合性に配慮しながら、地域まちづくり計画にも適応することとしております。計画の基本目標につきましては、計画案の15ページにありますとおり、「過疎地と市街地がそれぞれの特長を生かしながら相互に支え合う『持続可能な共生社会』の創造に向けた取組を進める」としております。計画の各章につきましては、今回、「第2章の移住・定住・地域間交流の促進、人材育成」、「第4章の地域における情報化」、「第12章の再生可能エネルギーの利用の推進」が新たに加えられ、「第7章の子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進」が拡充され、また「第13章のその他地域の持続的発展に関し必要な事項」として、公共施設のマネジメントを本市独自の項目として追加しています。なお、公共施設マネジメント関係につきましては、本計画においては全ての章において、公共施設管理計画との整合性を持たせることとしています。4ページをお開きください。今回の特別措置法は4月1日に新たに施行されたものであり、部長から説明のありましたとおり、県においては中段にあります④の県方針の策定公表が8月16日にあり、⑤本市計画における県協議が8月18日付けで整ったところであります。これにより⑥にありますとおり議会の議決を得ようとしているものです。最後に、計画書案の中で一部文字切れがありました。計画書案35ページの3. 計画の表の持続的発展施策区分の「4 交通施設の整備、交通手段」の後の「確保」が漏れておりました。正しくは「4 交通施設の整備、交通手段の確保」です。策定公表に当たっては修正いたしますので訂正してお詫びいたします。以上で説明を終わります。

○委員長（徳田修和君）

ただいま執行部の説明が終わりました。これより執行部に対する質疑を行います。質疑はありま

せんか。

○副委員長（松枝正浩君）

藤崎課長のほうが説明をしていただきました中の1ページの各種施策の中の国庫補助金の補助率のかさ上げということで、公立小中学校、保育所等に関する整備などということであるんですけど、このなどというのが、ほかにどのようなものがあるのかお示してください。

○地域政策課長（藤崎勝清君）

財政上の措置として国の負担又は補助の割合等の特例等というのがございますけども、この中で、教育施設等に要する経費の国庫負担又は補助の割合の特例を定めること。というふうになっております。いわゆる教育施設ということで、幅広いとり方もできるのかなと思っております。あるいは、教職員住宅の建築事業、そういったものについても、交付金が一部充当されるようなこととなっております。

○副委員長（松枝正浩君）

今の説明でいきますと、ここに記載がされている内容の充実というようなことで捉えている。これ以外にほかに何かあるのかどうかというのをお聴きしたかったんですけど、いかがでしょうか。

○地域政策課主幹（貴島俊一君）

各省庁でそれぞれ制度があると思うんですけど、今こちらで把握しているのは、消防施設等が、3分の1のものが55%のかさ上げをされています。

○副委員長（松枝正浩君）

それでは計画書の中の63ページの事業計画、過疎地域持続的発展特別事業分とありますけれども、こちらちょっと少し具体的に説明をしていただけますでしょうか。

○地域政策課長（藤崎勝清君）

議会の一般質問等でもございましたけども、ハード事業だけではなくて、過疎債については、ソフト事業も活用できるというふうにされております。そのため、今後、想定されるソフト事業の中で、過疎債を使う場合には、この事業は使えますという協議の基となる事業を掲げているところで

○委員（山口仁美君）

計画書の15ページ、子供が増えなければ過疎の解消というのはなかなかないだろうということで全国的にも、子育てしやすい環境をつくりましょうということはやっております。ここに、基準値と目標値として合計特殊出生率というのが上がっております、1.71と1.88という数字が挙げてあります。これ率としては分かるんですけども、そもそもの子供を産める女性の数自体が、母数が違えば、この率が上がっても人数は増えないんじゃないのかなというな、率直な思いなんですがこの辺の数の変化というのはどのようにとらえておられますか。

○企画部参事兼企画政策課長（永山正一郎君）

委員御指摘のとおりでございまして、合計特殊出生率が上がったとしても、その対象となる女性の方の数が少なければ、人口増にはつながりません。その件に関しましては、先日の一般質問でも、市長が答弁しましたがけれども、子育て環境日本一ということで様々な施策を打っていきまして、それに伴って、悪い数字ばかりではなくて、人口を見れば、2018年に国立社会保障人口問題研究所が出した2020年国調の10月1日現在の人口を予測されたんですけども、霧島市はそれより確か290人程度増加しています。増加というか、減少率が低かったということで、様々な施策をやっている、人口の増加を図りながら、2060年の13万人を目指していくといった形になるかと思えます。

○委員（山口仁美君）

であれば、290人という数が予測よりもよくなったということは分かります。ただこれってよく話題にもなりますけれども、国分、隼人地域の人口が増えている。だけれども、それは、霧島だとか、ほかの地域から流入しているんじゃないかというのが大勢の意見だと思うんです。その数字はどのようにとらえておられますか。

○企画部参事兼企画政策課長（永山正一郎君）

その数字につきましても、今山口委員がおっしゃったとおりで、特に、横川、牧園、福山からは霧島も含めましてですけれども、国分、隼人地区への人口の流入が大きいです。国分、隼人の人口が減ってないっていうのは、地区別に見ればそういった面もあって、実際は全体の人口が減っているわけなので、全体的には押し下げられている感じなのかなと思います。その辺をしっかりと分析しながら、この過疎計画をやっていきますとともに、ちょうど来年度、総合戦略、総合計画等を見直しますので、その中で人口ビジョン等もしっかりとこれまで話がありましたように、ちょっと

【19ページに取消し発言あり】といえますか。我々はそのことを目指しているわけですが、その辺も含めて、しっかりと協議をしていきたいと。またその中で、先日的一般質問でもお答えしましたが、その策定に当たっては、ワークショップ等を開いて、様々な分野の方々の意見も交えながら、人口増を目指していきたいと考えています。

○委員（山口仁美君）

この点についてあと一つだけ、質問させていただきたいんですけど、今のお答えであれば、今回この過疎法に関するこの計画についての質疑ですので、今のお答えを踏まえて、生める年齢の女性が、横川ですとか今過疎に指定されている地域に住みたくするような政策であったりとか、そこで子育てしたくなるような政策というのがもちろん入っていると思うてよろしいですか。

○地域政策課長（藤崎勝清君）

女性に限らず、若者の移住であったり、国分、隼人への流入、この件については、地区別の意見交換、説明会を行いましたけども、それぞれの地区自治公民館長さん非常に危惧されておりました。一方で、始良市の例が取り上げられました。住むのは始良市働くのは鹿児島市あるいは霧島市と。今後、この過疎計画を進める中で、先ほど、市街地と、中山間地域が共に発展していく、このような方針というのを大きく設けております。そのような意味でいきますと、今後は、働きながら、市街地で働くけども、単価の土地の安い、あるいは環境の良い中山間地域で住む。これについては、前川原委員からも一般質問もありましたけども、今後、公共施設マネジメント計画の中で、そういった優良住宅地の確保であるとか、そういったのを総合的に今後また検討していく方向性としてもまとめているところです。

○委員（愛甲信雄君）

今年、去年、横川で何人ぐらい赤ちゃんが生まれたか教えてください。分かっているならば、恐らく一桁だと思いますよ。あと五、六年すれば、小学校に上がったりするわけですが、小学校の存続が危ないというのがもう見えているんですよ。それに対して、私は、本当に我々の地域のことを考えた、本当に真剣に。それは真剣に考えていると思いますよ。しかし、その中に住んでいる、たまには、横川、牧園、霧島、福山のところに、1年に何回か、意見を伺ったりすることもあるのかなと思ったり。それと余りにも、1市6町で対等合併だったというふうに私は聞いております。しかし言葉は悪いですが、この様はどういうことかという思いは、最近特にしております。4年間。財源なく、夢を語るんじゃなくて、財源をちゃんと入れながら、我々が住んでいるところとここの人たちが格差のないように、するべきだと思いますがどう思いますか。

○企画部長（出口竜也君）

1点目の各地域の意見を伺う場ということで、先ほど、若干触れたんですけども、総合計画等を策定する場合におきましても、ワークショップ等を開催して、幅広い年代の方々の意見を聴いておりますし、また今回のこの過疎計画の案を作るに当たりましても、ちょっと時間的な制約もあったんですけども、各総合支所のほうに出向きまして、公民館長、あるいは総合支所長等々の御意見も伺って、各今支所の現状こういったものがどういうものであるかということで、またこの過疎計画に載せられております事業の計画、こちらのほうもまた盛り込んだところもございます。そして今後また新たな総合計画、そしてふるさと創生総合戦略も改定していきますけれど、その際も市民意識調査アンケートも含めて、ワークショップ、多様な方々のまた御意見も聴く予定としておりま

す。また財源の問題につきましては、今回この過疎計画に載せないと国の有利な過疎債、あるいは交付金等の対象にならないということもありまして、そういったことから様々な各総合支所でも取り組む事業を盛り込んだところでありまして、まずはこの計画に載せて、幅広いソフトハードの事業を掲載しておりますので、ここから、いよいよ財源ですね。過疎債、交付金等を十分活用していきたいと思っております。

○委員（愛甲信雄君）

分かりました。絵に描いた餅にならないように、しっかりと計画、それと実行、そこはもう要望ですので、私の熱い心を酌み取ってください。よろしくお願いいたします。

○委員（前川原正人君）

この過疎地域持続的発展計画の63ページになりますけれど、これが過疎地域持続的発展特別事業分ということで、別枠になっているんですね。この1番上事業計画、令和3年度から令和7年度過疎地域持続的発展特別事業分と。これが今までにない項目なんですね。ということは、特徴的な今回の事業分、特別ですので、別枠なのかなと。こういうふう位置付けられた、背景は見れば分かるのですが、今までと若干違うわけですね。なぜこういうふうになっているのか、お示しいただければと思います。

○地域政策課長（藤崎勝清君）

先ほども若干御説明しましたけれども、ここの項目につきましては、過疎債の中で、ソフト事業を活用できる可能性がある分も掲載しております。現在これらについては、基金の活用等をしながら、ほとんどの事業が実施をされております。今後は先ほど部長からもありましておおり、有利な財源を使えるように、そういうことで、国の指示、あるいは計画書の様式に基づいて掲載するとともに、備考欄の中で、全ての項目の最後の2行に書いてあるとおおり、地域の持続的発展に資する事業ということで掲げているところです。

○委員（前川原正人君）

もう一つは、これまでは過疎地域自立促進計画だったんですね。この名称が過疎地域徳持続的発展計画になったわけですよ。これはどういう議論の末、こういう名称になったのか、お知らせいただけますか。

○地域政策課長（藤崎勝清君）

これにつきましては、国における議論の中で、その他その名のおおり、SDGsを非常に意識されているようでございます。ということで、今後は、全ての開発だけではなくて、開発しながら、それを維持管理していく、そういった将来的なものも踏まえながら、そういった持続可能な社会の形成及び地域資源を活用した地域活力の向上が重要であるというふうに国も基本理念を示して、その理念、本市においても、SDGsを全ての章の項目に関係する考え方を明記しておりますけれども、しっかりとSDGsと関係していくんだということも、この計画では明確にしたところです。

○委員（前川原正人君）

もう一つは、同じく4ページの中で、この旧過疎法に基づく対策、現在の課題及び今後の見通しと。先ほど課長がおっしゃったように、ソフト事業等についても導入をするという一つの目標を持って、総体的に取り組んでいくであろうということが示されました。その中で、例えば実施をする段階において、それ以前の問題ですけど、例えば住民アンケートとか、民意を十分に酌み取るとか、公民館長会議等での説明だったり、要望の聞き取りだったり、そういうことも想定をしているという理解でいいですか。

○地域政策課長（藤崎勝清君）

今後、ソフト事業を進める上で全てを過疎債で使うということではございません。当然後年度負担が必要ですので、愛甲委員からも、少し強い御意見いただきましたけれども、事業を行うに当たっては、それぞれの団体であったり、地区自治公民館の方々に御協力いただきながら進めていくことになるかと思っております。今回の策定に当たりまして、全ての地区におきまして、1時間半ほど意見

交換，説明会をさせていただきました。その中で，非常にそれぞれの地域，大きな課題，人口減少，自治会の存続が危ういとか，様々な御意見を頂きつつ，今回の超高速ブロードバンド環境の整備により，前向きな御意見も頂きながら，自分たちのすばらしいこの環境を県外じゃなくて市民の方々にも伝えてくださいというような御意見もいただいたところです。今後はそういった意味で，各種団体，農政，商工，地区自治公民館，自治会等のパートナーシップを非常に大切しながら進めていくことが重要であると考えております。

○委員（前川原正人君）

もう1点はちょっと前後しましたけれど，先ほどの課長の口述の中で，今回は公共施設マネジメント計画のほうとの整合性を図りながら，大体同じような進み具合でというふうにおっしゃっていたわけですが。そうすると，この公共施設マネジメントの関係では，大体5年でローリングしていくわけですね。変更するという大前提があるんですね。しかし，今回のこの過疎計画の部分については，5年間の一つのスパンで運営をしていくわけですね。そうなりますと，当然，整合性を持たせるとなると，変わらない部分は変わらないと思います。しかし，社会情勢の変化によっては，当然変えられることだって十分あるわけですね。だからそういう場合にも，公共施設マネジメントとの整合性という点からいけば，こっちが変わっていけば，当然この過疎計画のほうも，変わり得るということもあり得るわけですか。

○地域政策課長（藤崎勝清君）

過疎計画が今，先に作られて，本年度，公共施設マネジメントのほうの見直しがなされてまいります。当然，マネジメント計画を新たに作られる中では，今回庁内横断的に策定して，議会の議決も得る予定ですので，その中で，この過疎計画に基づいた理念というのも引き継いでいただくことになろうかと思えます。それぞれ計画については，策定期間が変わってまいります。例えば来年度であれば総合計画，総合戦略を作っていきます。その中には，直近で作られた各種計画と，やはり整合性を持たせていく場合もありますし，切れた場合は，どちらかのほうを重点的にやはり参考にしながら，直近の計画に基づいて進めていくものだと考えております。

○委員（前川原正人君）

もう1点聞きます。15ページ。ここに，財政力に関する目標として，これはあくまでも目標です。目標として，例えば財政調整基金の残高が239億700万円ということで一つの目標を掲げられているわけですね。しかし，これまで策定されている霧島市経営健全化計画（第3次）で見ますと，令和7年度が，31億4,700万円ということで，これもあくまでも見込みですので，それはこの前の本会議の中でも，宮内議員が質疑をした経緯もあるわけですが，実際，全体を網羅する上では，当然，金がなければ，ある一定程度の財源がなければ，こういう計画を作っても100%できないであろうというのは推測するところですが，そういう点で見たときに，この経営健全化計画との差がやっぱり出てくるわけですね。そうしたときに，あくまでも目標値ではありますけれど，そういう見直しということも，当然あり得るという理解でよろしいですか。

○財政課長（石神幸裕君）

今回の計画に計上しておりますのは，先の質疑でも，藤崎課長のほうから答弁がありました。この数字については現行の計画を載せております。実際，今年度，経営健全化計画の第4次の策定を行っているところです。実際もう，来年度にはこの数字が動くことにはなるかと思えますけれども，この計画上は，数値目標でありまして，先ほども藤崎課長からありましたけれども，随時それぞれの計画を見ながら，この計画に載っている事業を推進することになろうかと思っております。

○委員（前川原正人君）

あくまでも計画ですので，そこをとやかく私は言っているわけじゃないわけです。実際の現実があるわけですので，今おっしゃるように，第4次の経営健全化計画では，実態により合わせていくという，そういうことも十分検討をするという理解でよろしいですか。

○財政課長（石神幸裕君）

実際、第4次なりますと数字が動いてまいります。その中で他の計画等も見ながら、こういった財源が必要なのか、総合的に判断して事業を進めていくことになろうかと思えます。

○委員（木野田誠君）

先ほども愛甲委員のほうからありましたけれども、合併して、んー、というようなこともありました。新しく新過疎法の対象になった4町の今後の在り方。例えば霧島でいえば、霧島神宮駅あるいは総合支所周辺の一角をどうするか。コンパクトシティ的なものについて、やはり、行政としては、計画を立てるべきじゃないかなというふうに思っているんですね。でないといつまでたっても合併して良かった、悪かったのこの議論がすぐ出てくるわけです。やはり、合併したんだから、悪かったの良かったのじゃなくて、前に進まないといけないわけですから、この11月にまた三度チャンスを与えられたら、次のまた議会で質問をさせていただきたいというふうに今は考えております。ちょっと、勉強不足のところの質問で、過疎法と辺地債は同じ地域で両立するのかということと、それから小さい質問で、先般一般質問でも質問しましたがけれども、霧島地区の公民館の移転、これについて、過疎法を適用しようと思えばできるのかどうか、その2点お伺いします。

○地域政策課長（藤崎勝清君）

1点目と3点目私のほうでお答えいたします。地域拠点、小さな拠点と言われます。今のところ小さな拠点という位置付けとしては、総合支所周辺の中で金融機関があったり、あるいは商店があったり、その中に、ふれあいバス、コミュニティバス等を集約して地域間を結んだり、そういった意味で、今回特に冒頭申し上げましたけれど、第13章のその他地域持続的発展に関する必要な事項という項目。これは各市町村の自由裁量になっております。この中で、今回あえて公共施設のマネジメントというのを霧島市としては、独自に加えさせていただきました。この点で、やはり今後そういった、中山間地域の拠点づくり、安心して住めるような、地域づくりのためには、総量規制も考えながら、利用しやすい拠点づくりを進めていくのが必要だということで掲げているところがございます。それから、過疎計画、過疎法に関する集会施設等につきましては、公民館、集会施設、あるいは厚生施設として保健センター、それから母子保健包括支援センターその他のものが、過疎事業債の対象となっております。あわせて、今回の過疎法の大きな一つの改正点といたしまして、過疎債の特別分というものが設けられております。これが公共施設マネジメント特別分、新規でございます。これは公共施設等総合管理計画について基づいて行われる公共施設の統廃合を伴う集約化、複合化、これに関して、優先的に、過疎債を充当するというふうに、新たに設けられておりますので、これらについても、今後、拠点整備の中で、重要な財源の一つになってくるのではと考えているところです。

○地域政策課主幹（貴島俊一君）

過疎法と辺地法の区域について、お尋ねいただきましたので答えます。過疎法については、合併市町村の旧市町村の単位です。辺地法については、辺地度数の高いところから5km圏内に50人以上という区域ということで、霧島市は今22程度の地域が対象になりますけれど、その場合はそこで辺地計画を作ったところが、事業ができて、今、五つぐらいの計画があつてできます。事業自体はだぶることはできないが地域的には霧島も例えば辺地が3か所ありますので、過疎債も使えるし、辺地債も使えます。

○地域政策課長（藤崎勝清君）

補足しますと、過疎地は現在の合併での旧市町単位で指定されます。辺地については、総合支所区から何kmあるとか、周辺の学校まで何kmあるとか、そういった点数を集めてエリアで指定するというのが辺地のエリア設定というふうになっております。

○委員長（徳田修和君）

ほかにありませんか。ただいま委員外議員からの発言の許可の申出がございましたけれども、委員の質疑はないですか。

○委員（山口仁美君）

1点だけ確認をさせてください。15ページの地域の持続的な発展のための基本となる目標というのがいろいろ書いてあるんですけども、ここに掲げてある目標値、それぞれ実行されるのは、それぞれの担当課になると思うので、この数字については各担当課から上がってきた数字になるのか、若しくは企画部のほうである程度作ったものが載っているのか。主導権をどちらが握っているのかというのがちょっと見えにくくて、やる気があって設定しているのは誰なのかというのがちょっと見えにくくて、ここをちょっと教えてください。

○地域政策課長（藤崎勝清君）

こちらにつきましては、15ページですけれども、上のほうの合計特殊出生率であるとか、財政力に関する目標、これは、それぞれの現計画から持ってきております。3番目の地域の持続的な発展のための基本となる目標、これについては、総合戦略から持ってきております。ですから総合戦略自体で目標設定する時点で、全ての関係各課と連携しながら策定した目標であり、あわせてこれにつきましては、総合戦略の目標値が来年までですので、将来的な数字等も勘案しながら設定したところです。

○委員（山口仁美君）

今確認したかったのが来年また計画が変わるときに、ここの数字が。先ほど将来人口推計の見直しがあるかもしれないみたいな雰囲気だったと思うんですが、ここが変わった場合にこの計画自体の数字はどうなるんだろうというのがちょっと気になったものですから質問でした。ここはどうでしょうか。

○地域政策課長（藤崎勝清君）

全ての計画においてもそうですけれども、これは本時点で目標を掲げているものというふうにとらえていただければと思います。ただし、この計画を変更する際については、過疎債等を使うときに、現計画に掲載されてない事業があった場合は、改めて議会に承認を得ることになります。ですからこれらの目標については、また、これに基づく関係目標が変わった場合は、当然その目標値を市の目標値としてとらえるというような考え方でございます。

○委員長（徳田修和君）

ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と言う声あり]

それでは、委員外議員からの発言の申出がございました。ここでお諮りします。委員外議員からの発言を許可することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う声あり]

○委員外議員（植山利博君）

先ほどのやりとりを聞いていて、総合計画の基本になるのはコンパクトシティーの連携というのが非常に印象に強いわけですよ。ということは今おっしゃった総合支所や駅を各にしたコンパクトシティーを、しっかりとした地域を作って、その連携で霧島市全体の活性化を図るというのは総合計画の基本だと私は認識している。そこで、今度は公共施設マネジメントと、この過疎法との整合性ということで、公共施設のマネジメントというのは、要は多過ぎる公共施設を統廃合する。複合化することなんですよ。このことは、あの計画を見ても、相当多くの公共施設を維持管理していくのが、若しくは更新するのがべらぼうなコストが掛かるので、これを統合しましょうというのが公共施設マネジメント計画の基本だと。そうすると、各地域の活性化を残そうと。各地域の拠点をもちながら、その地域が、例えば医療であるとか学校であるとか、商店街であるとか、そういうもの。各地域にコンパクトなもの、活力のあるものを残すということと矛盾すると私は思うんですけど、そこはいかがですか。

○企画部長（出口竜也君）

今、コンパクトシティーっていうのもありますけれども、この過疎計画は、まず資料の3ページの上から2段目、計画の位置付け、計画期間とあります。これまでも多数御指摘がありますとおり、

真ん中下の過疎計画につきましては、第2次総合計画や、国県の方針もそうですが、左のほうの都市計画マスタープラン、そしてまた右のほうの地域まちづくり計画、各地区自治公民館のほうで、取り組んでいただいたものです。こういったものとのバランス、整合性ととりますよということで、その関係からも今後またいろんな修正、変更等もあって、また議会の皆様方に御理解、また修正等をお願いをしていかなければならないものであります。その中で、この計画では、総合計画、総合戦略、こういったものも目標を踏襲しながら、市街地の部分と過疎地域の部分、それぞれが特徴を生かしながらお互いに支え合うような、持続可能な共生社会の創造に向けた取組を進めるということで、バランスのある取組をしていきたいということで、そういうコンセプトでまとめられています。なかなか集中と分散は難しいんですけども、先ほどありまして各総合支所がありまして、今後もまた継続していくという方針でございますので、そういった各総合支所等を中心とした小さな拠点。こういったところで、過疎地域、中山間地域の生活の維持を図れたらなということで、バランスのとれた発展というか、維持を計画しているところでございます。

○委員外議員（植山利博君）

おっしゃる意味はよく分かるんですよ。すばらしいものは出来たと。この文章を読めば、非常に耳ざわりのいい、すばらしいものができているなど。もちろん総合計画が一番上位にあるわけですから、それと整合性を持たせているんだと言われればそうなんだけど、現実には公共施設のマネジメントというのは、あの膨大な数を縮小するという具体的な数字まで出ていますよね。そのことを実現していくことは、やはり、私は、現実には矛盾が生じるんじゃないですかと。また、過疎法で利用できる財源を、先ほどおっしゃったように、統廃合や、複合化にも財源が使えますよということは、現実的には非常に難しい矛盾をはらんでいるんじゃないかと思うんですけど、率直にいかがですか。

○地域政策課長（藤崎勝清君）

今回国が持続的発展という言葉を使っております。おっしゃるとおり言葉だけが統廃合で進んでいくと、私が心配するのは、地域の方々の御心配がまず出てくるのかと思います。ですから、公民館と、例えば福祉センターを今度は統合して、そこに管理人が2人いたのが1人で済む、維持管理費がそこで少なくなっていく。あるいは、ばらばらのところで会議があったものが一つのところで会議ができるようになっていくとか、そういった将来的な複合施設はどういう利点があるのだというのを、やはり今後も議論しながら、ここで計画に盛り込まないのではなくて、そういった方向に進みながら、地域で住みやすい、使いやすい公共施設を今後は造っていく。結果としては植山委員外議員が言われるとおり、どうしても総量的には少なくなってくるというのは、結果としてなっていくのではないかと。やはりでも総量規制をやはり今後の財政を考えると、抑えていくのは、将来的な方針として掲げるべきものであるというふうに考えております。

○委員外議員（植山利博君）

だから、現実には、大変厳しい、難しい政策の推進につながるんだと。だから、やはり周辺部の過疎地域をいかに活力のある地域にするかということは、かなり難しいことなんだということをしつかりと腹に据えて、今後の事業を進めていきたい、いつていただきたいということを、申し添えておきたいと思います。

○委員（有村隆志君）

過疎地域ということで、横川、牧園、霧島、福山のお話が出たんですが、やはり、国分地域でも少しやっぱり中山間地に行くという傾向にあるのかなと思いますので、そこら辺を、この計画には関係ないんですけど、さっき辺地債ということがございましたので、そういう地域も含めて、先ほどちょっとお話聞いていると、中山間地域という言葉も出ましたので、そういったところについてどんなお考えですか。

○企画部長（出口竜也君）

これまでも辺地債、御指摘もありましたとおり、国分地区においても中山間地域のほうでは辺地

指定というか計画があるところもございます。そういう意味で先ほどございましたとおり過疎の制度、辺地の制度、もう両方活用しながらまた、取り組んでいきたいと思って考えているところです。

○委員（有村隆志君）

先ほどそういった公共マネジメント計画、過疎計画の中で結局、私もそこが一番問題かなど。造るのはいいんだけど、後々それが負担になるということはちょっとよろしくないのかなというふうな私の思いもあります。でも、そこに人が住んでいच्छる限りはそこにサービスは絶対しないといけないという、これは私の命題があるので、そこを住民の意見をしっかりと聴きながら、そのたびに、方針を決めていくべきと考えますがそこら辺の考えはそれでいいですかね。

○企画部長（出口竜也君）

多くの委員の方々から、地域住民の方々意見、ニーズのほうなどを十分把握しながら進めてほしいということでございます。この過疎計画につきましては、先ほど説明しましたとおり、いろんな計画を過疎に関して集約したものでございますので、各部、各課の事業もそうでありませけれども、それぞれまた計画などを作る際にも、十分に地域の方々の御意見を反映しながら進めていくものでありますので、その点は御理解いただきたいと思ひます。また、この計画をするに当たりましても、いろんな意見も伺っておりますので、そういったところを酌み取りながら、事業化のほうを進めていきたいと思ひます。

○委員（愛甲信雄君）

最後だと思ひますが、見える形で、市民の方々にも、やっぱりこう5年間で変わってきたなど。霧島町も横川町も変わってきたなというような見える化とか、例えばですよ。公営住宅、市営住宅は、5年間のうちに半分ぐらいは入るようになったとか、何か目に見えるような、この目標という計画を入れてもらいたいなと考えております。藤崎課長いかがですか。

○地域政策課長（藤崎勝清君）

今、住宅の話が出ましたけれども、やはりそこに人が住むためには、交通の便であったり、教育であったり、福祉であったり、先ほど出ました小さな拠点であったり、いろんな事業がしっかりと一致して初めてそこに人が増えていくのではないかとこのように考えています。そういった意味では、ここの中に、移住定住であったり、農業後継者の育成であったり、それぞれ目標を掲げております。これらの事業を、各課、庁内連携して総合的に進めていくことが、今、愛甲委員が言われる目標に出していければと私も、思っているところでございます。

○委員長（徳田修和君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

○企画部参事兼企画政策課長（永山正一郎君）

先ほど人口目標のところ、13万人に対して■■■■と不適切な発言がありましたので、発言を取り消させていただきます。申し訳ありませんでした。

○委員長（徳田修和君）

そのように取り計らわせていただきます。ないようですので議案第76号に対する質疑を終わります。ここでしばらく休憩します。

「休 憩 正 午」

「再 開 午後 0時01分」

△ 自由討議

○委員長（徳田修和君）

休憩前に引き続き会議を開きます。次に自由討議に入ります。議案番号順に行います。まず、議

案第76号、霧島市過疎地域持続的発展計画について、意見はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので次に進みます。次に、議案第83号、財産の取得について意見はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、これで自由討議を終わります。

△ 議案処理

○委員長（徳田修和君）

それではこれより議案処理に入ります。まず、議案第76号、霧島市過疎地域持続的発展計画について、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論なしと認めます。採決します。議案第76号については原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

御異議なしと認めます。したがって、議案第76号については全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。次に、議案第83号、財産の取得について討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論なしと認めます。採決します。議案第83号について、原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

御異議なしと認めます。したがって議案第83号については全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。以上で、議案2件の審査を終わります。

△ 陳情第3号 貴議会での「川内原発20年運転期間延長」に伴う課題の調査・研究、議論などを求める陳情書

○委員長（徳田修和君）

次に、陳情第3号「貴議会での「川内原発20年運転期間延長」に伴う課題の調査・研究、議論などを求める陳情書」について、自由討議に入ります。御意見はありませんか。

○委員（前川原正人君）

陳情者の説明も受けたわけですが、川内原発だけに特化した陳情書の内容にはなっておりますが、しかし、例えば津波の問題だったり、それから地震を受けた場合の問題だったり、桜島の爆発による影響だったりとか、そういうのを総合的に考えてみると、この部分については、確かに議員の任期というのも一つは、あるわけですが、やはり、市民への説明責任という点では、全体を網羅した説明はできませんけれど、やはり避難経路等については、やっぱり議論の必要がやっぱりあるのかなということを私は感じているところです。

○委員（愛甲信雄君）

前川原委員と似ていますが、横川も一部が30km圏内、一部入っておりますので、避難経路ぐらいは、研究、議論をするべきじゃないかなと思っております。

○委員（有村隆志君）

今回の陳情は調査・研究をという議論ということでございましたので、その中で、お話を申し上げたんですけれども、今回議会が11月に改選ということも申し上げました。陳情者のほうからまた再度出し直すという御意見もございました。また、私としては川内原発が20年延長ということ

まだ発言をされていない中では、まだそこがはっきりしないのかなあという気がしますので、そういうのも含めて、今回はもう確かに霧島市も全く関係ないわけではないので、私も継続審査ということで、したらどうかと思います。

○委員（松枝正浩君）

先ほど私自身が質疑を出した中でもありましたけれども、今後の進め方として、議論をしていて、広く情報共有をして、市民にも広めていくんだということで、議会だより等でも周知をしていただきたいということでありました。あと今後、陳情者の方々とも、更に意見を深めながら、今後、やっていけたらというふうに思います。なかなかちょっとこう、中身がほんわりしているようなところもちょっとありまして、今後まだ更に深い議論をすべきじゃないかなというふうに感じたところであります。

○委員長（徳田修和君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

しばらく休憩します。

「休憩 午後 0時05分」

「再開 午後 0時06分」

休憩前に引き続き会議を開きます。討論に入ります前にこの審査を採決するか継続審査とするかについてお諮りいたします。ただいま自由討議の中で継続審査すべきであるとの御意見もあったかと思えます。ここについて、御意見ございませんか。

○委員（前川原正人君）

今、委員長がおっしゃったように、避難経路については審査の中でそういう表現があったわけですが、その中には川内原発運転期間20年延長に伴う課題の調査・研究ということですので、この中の課題という点では、ここでは川内原発に特化した課題としか見られないですけれど。でも説明員の話では、様々な避難経路、そういうのも先ほどの愛甲委員の発言にもありましたように、横川地区になりますと30km圏内ですので、全く無関係ではないという部分もあります。そういう点では課題が大きいです。余りにも大きすぎる課題ではありますが、陳情者の趣旨という点では総合的に見た場合、私としては民意を汲むという点では、任期も迫っていますが、実際次の展開もあると話もありましたが、やはり今議会に求められているのはこの課題に対する調査・研究をやっていただきたいということですので、そういう点では採択をすべきではないかと申し添えておきます。

○委員（山口仁美君）

今、採択をしていくべきではないかという意見もありましたが、陳情者の説明の中で、避難経路のことだとか、そういった趣旨について補足をする部分が出てきて、課題が非常に大きい中で何を議題としていくなかで、陳情者自身も少し迷いながら提案しているのかなという印象を受けました。ここで採択したり不採択したりすることが、今後11月の改選以降の陳情を出してこられた時の影響もあることを踏まえると、今ここで早急に決を出すべきかというところに疑問を感じるころなので、継続審査という形でいかがかと思えます。

○委員長（徳田修和君）

今、採決に対する御意見、継続に対する御意見いただきました。委員の皆様、ほかに御意見はありますか。

〔「なし」と言う声あり〕

それではこの陳情第3号、貴議会での「川内原発20年運転期間延長」に伴う課題の調査・研究、議論などを求める陳情書を。しばらく休憩します。

「休憩 午後 0時06分」

「再開 午後 0時11分」

休憩前に引き続き会議を開きます。意見を採決すべき、継続審査とすべきとの御意見があります

ので、起立採決を行いたいと思います。お諮りします。この陳情書に対する採決を行うべきと思われる委員の起立を求めます。

[起立 1 名]

それでは、継続審査とすべきとの意見の方、起立願います。

[起立 6 名]

起立者多数で陳情第 3 号は継続審査といたします。

△ 委員長報告に付け加える点

○委員長（徳田修和君）

次に、委員長報告に何か付け加える点はありませんか。ある場合は議案番号とその内容を御発言ください。

[「なし」と言う声あり]

今回付託を受けた議案 2 件については、議案第 83 号が 9 月 17 日の本会議で、そのほか 10 月 8 日の本会議で表決となりますので、それぞれ委員長報告を行います。これで付託された案件の審査を終了いたします。

△ 所管事務調査

○委員長（徳田修和君）

会次第 3、所管事務調査に入ります。次に、コロナ禍による厳しい財政状況に対処し、地方税財源の充実を求める意見書の提出について、所管事務調査を行います。本件は、全国市議会議長会から意見書提出の要望があり、本委員会において提出するか否かを判断することとなっています。全国市議会議長会から示された意見書案については、いずれも、先の全国市議会議長会定期総会や、地方財政委員会で了承された事項であるとのこと。それでは本意見書の取扱いについて自由討議に入ります。御意見はありませんか。しばらく休憩します。

「休憩 午後 0 時 14 分」

「再開 午後 0 時 15 分」

休憩前に引き続き会議を開きます。御意見ありませんか。

○委員（山口仁美君）

前日も同趣旨の意見書を提出に至っておりますので、今回も意見書を提出する方向ではいかがかと思います。

○委員長（徳田修和君）

意見書提出の御意見がありました。しばらく休憩します。

「休憩 午後 0 時 16 分」

「再開 午後 0 時 16 分」

休憩前に引き続き会議を開きます。ただいま、意見書を出すべきとの御意見がありました。今定例会で意見書を提出することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う声あり]

御異議なしということですので、総務環境常任委員長名で意見書を議提として提出することになりますが、意見書については、別紙の案のとおりでよろしいでしょうか。

[「はい」と言う声あり]

はい、それではそのようにいたします。字句や言い回しなどの調整については、委員長に御一任いただきたいと思います。よろしいでしょうか。

[「はい」と言う声あり]

それではそのようにいたします。提出先については、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、内閣官房長官、総務大臣、財務大臣、経済産業大臣、経済再生担当大臣宛てとなっておりますが、意見書案のとおりでよろしいですか。

〔「はい」と言う声あり〕

はい、それではそのようにいたします。また、本会議での趣旨説明は、委員長がいたしたいと思いますが、それも御異議ないでしょうか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

はい、それではそのようにします。次に所管事務調査に係る委員長報告について協議します。本日の所管事務調査に関する委員長報告は、意見書の趣旨説明に織り込むことといたしますけれども、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

それではそのようにいたします。それでは、以上で意見書提出に係る所管事務調査を終わります。

△ 閉会中の所管事務調査

○委員長（徳田修和君）

次に、閉会中の所管事務調査について協議します。具体的な調査項目等の御意見はありませんか。しばらくここで、休憩します。

「休憩 午後 0時19分」

「再開 午後 0時19分」

休憩前に引き続き会議を開きます。閉会中の所管事務調査については、総務環境常任委員会の所管事項についてとすることによろしいでしょうか。

〔「はい」と言う声あり〕

では次に進みます。

△ その他

次に、委員会全般に係るその他として委員の皆様から何かありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、以上で本日の総務環境常任委員会を閉会します。

「閉会 午後 0時20分」

以上、本委員会の概要と相違ないことを認め、ここに署名する。

委員長 徳田 修和